

愛知産業大学短期大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は教育基本法と学校教育法に基づき、一般教養および専門の学問、技術を教授研究し、実社会に適応できる豊かな人間性と創造性を備えた人材を育成し、もって地域社会の教育、学術文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(情報公開)

第1条の2 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員並びに教育研究の目的)

第2条 本学に設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
通信教育部		
国際コミュニケーション学科	600人	1,200人

2 前項の学科の教育研究の目的は、次のとおりとする。

英語等の語学力、日本語教育、コミュニケーション、あるいは日本を含めたさまざまな国の文化や歴史など、国際コミュニケーションに必要な多様な知識を教授し、国際的に活躍できる人材の育成を目指す。

3 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、別表1に定めるとおりである。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年

(学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、原則として毎年4月と10月とする。

(入学資格)

第6条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者
- (7) その他、文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

第7条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学選考料を添えて提出しなければならない。

2 前項の提出すべき書類、時期、方法及び入学選考料については、別に定める。

(入学者の選考)

第8条 前条の入学出願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

2 選考は書類審査によるものとする。

(入学許可及び入学手続き)

第9条 前条の選考の結果に基づき、合格した者に、学長は入学を許可する。

2 入学を許可された者の入学手続きについては、別に定める。

(編入学、再入学、転入学)

第10条 本学に編入学、再入学又は、転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(学籍)

第11条 本学の学生が、他の大学及び短期大学の正規の課程に在籍することは認めない。

ただし、科目等履修生、特別聴講生はこの限りではない。

(退学)

第12条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第13条 疾病その他やむを得ない事由により6か月以上修学することが困難と認められる者は、学長

の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第14条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

- 2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第15条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第14条第2項に定める休学の期間を超えて、なお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

(復籍)

第17条 前条第2号から第4号の規定に基づき除籍された者が、再び学業を続けることを希望した場合には、学長は教授会の議を経て、学長が復籍を許可する。

- 2 復籍に関する規定は別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第18条 授業科目を分けて、教養科目、及び専門科目とする。

- 2 授業の方法は、印刷教材による授業（以下「通信授業」という。）と面接授業とする。
- 3 面接授業科目は講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかの形態で行うものとする。
- 4 授業科目及び単位数等は別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 通信授業は、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- (2) 面接授業およびメディアを利用して行う授業（以下「メディア授業」という。）科目は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、面接授業およびメディア授業の実技、実験および実習については、30時間の実技、実験および実習をもって1単位とする。

(3) 面接授業の科目は、メディア授業との併用による場合については、その組み合わせに応じて、単位数を定めることができる。

(4) 放送授業は、15時間をもって1単位とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第20条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）を実施する。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学の授業科目を履修し修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合にも準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第22条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の専攻科、高等専門学校又は専修学校の授業科目の履修等文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、当該教育施設等において修得した単位を、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に短期大学又は大学において授業科目を履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修による修得したものとみなすことができる。

2 本学は、教育上有益と認めるときには、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学で修得した単位以外のものについては、第21条第1項及び第22条に定める単位数と合わせて30単位を超えない範囲で本学において修得したものとして単位を与える。この場合において、第21条第2項において準用する同条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(学習指導)

第24条 通信授業および放送授業は、添削等による指導を併せて行い、補助教材の配布、質疑応答等を適切な方法により行うことができるものとする。

2 面接授業およびメディア授業の授業科目および時期等については、別に定める。

(履修届)

第25条 学生は、在学年次に定められた授業科目中の必修科目とともに他に履修しようとする授業科目を選択し、所定期日までに履修の手続きを行わなければならない。

2 各年次の履修登録単位数の上限は、別に定める。

(試験実施)

第26条 授業科目の終末試験は、原則として筆記試験とする。

2 前項の規定にかかわらず本学が指定する特定の授業科目については、特別の課題をもって終末試験に代えることができる。

3 試験の実施及び細目については、別に定める。

(学修の評価)

第27条 学修の評価は、各授業科目とも100点を満点とし、90点以上を秀（S）、80点以上を優（A）、70点以上を良（B）、60点以上を可（C）、60点未満を不可（F）とし、可以上を合格とする。

2 追試験による学修の評価は、100点を最高点とする。

3 再試験による学修の評価は、60点を最高点とする。

4 学修の評価に関する細目については、別に定める。

(単位授与)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

第6章 卒業及び学位授与

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表2に定める単位数を修得しなければならない。

(卒業及び学位授与)

第30条 第3条に定める在学年数を満たし、前条に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、本学の学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

国際コミュニケーション学科 短期大学士（文学）

第7章 学費

(学費)

第31条 通信教育部の学費を別表4のとおり定める。

2 第1項の規定にかかわらず、修業年限を超える在籍に係る授業料については別に定める。

(学費の納入区分)

第32条 授業料は、学年ごとに全納することを原則とする。ただし、学生の希望により分納を認めることができる。

(学費の取扱)

第33条 納入した入学選考料および授業料等は原則として返還しない。ただし、入学辞退者について

は別に定める。

第8章 職員組織

(職員組織)

第34条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、職員に必要な知識および技能を習得させ、ならびにその能力および資質を向上させるための研修会（第20条に規定するものを除く）の機会を設けることその他必要な取組（スタッフ・ディベロップメント）を行う。

第35条 通信教育部に、部長その他必要な職員をおくことができる。

第9章 教授会

(教授会)

第36条 本学に重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第37条 教授会は学長及び専任の教授をもって組織する。ただし学長が必要と認めた場合は、専任の准教授、講師及び助教、その他職員を加えることができる。

(教授会の招集等)

第38条 学長は教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故のあるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

(教授会の開催)

第39条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第40条 教授会は学長の諮問に応じ、次に係る教育研究に関する重要な事項を審議する。

- (1) 学則に関する事項
- (2) 教育課程及び授業に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び修了に関する事項
- (4) 単位認定に関する事項
- (5) 学生の厚生補導に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員資格審査に関する事項
- (8) 教員の研究等に関する事項
- (9) 教員の教育研究活動に係る評価に関する事項
- (10) その他本学の運営に関する事項

(その他)

第41条 本章に定めるもののほか、教授会に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講生及び特修生

(科目等履修生)

第42条 本学において本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講生)

第43条 本学と他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該短期大学等の学生を特別聴講生として入学を許可することがある。特別聴講生に関して必要な事項は別に定める。

(特修生)

第44条 第6条のいずれかに該当しない者で入学を希望する者は、特修生として入学を許可することができる。特修生に関して必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第46条 学則に違反し、本学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

(賠償の責任)

第47条 本学の施設、設備又は備品等を故意に破損又は滅失した学生には相当の賠償をさせ、事情によっては懲戒することができる。

第12章 公開講座

(公開講座)

第48条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学は必要に応じ公開講座を開設することができる。

第13章 自己点検・評価等

(自己点検・評価)

第49条 本学の教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学は、本学教職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。

3 自己点検及び評価に関して必要な事項については、別に定める。

第14章 専攻科

(専攻科)

第50条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する規則は、別に定める。

第15章 附属施設及び機関

(附属施設及び機関)

第51条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 奨学制度

(奨学制度)

第52条 本学学生で、成績優秀、品行方正にして、かつ家庭の経済的事情のために就学困難と認められる者には、学費の全額又は一部を貸与又は免除することがある。

2 奨学制度については別に定める。

第17章 教育職員免許

(教育職員免許)

第53条 教育職員免許状の授与を受ける所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状は、次のとおりとする。

国際コミュニケーション学科 中学校教諭 二種免許状 英語
(教職に関する専門教育科目)

第54条 本学における教職に関する専門教育科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度、昭和62年度入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、第28条の検定料等の金額及び第29条授業料の納入期を除き、昭和63年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第2条の学生定員は平成2年度から平成10年度までの間、次のとおりとする。

学科\年度	平成2年		平成3年～平成10年		平成11年	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
経営学科	225	375	225	450	150	375
経営専攻	75	125	75	150	50	125
情報専攻	150	250	150	300	100	250

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

ただし、平成4年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

ただし、平成5年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

第2条の学生定員は平成2年度から平成11年度までの間、次のとおりとする。

学科\年度	平 成 2 年		平成3年～平成11年		平 成 1 2 年	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経営学科	225	375	225	450	150	375
経営専攻	75	125	75	150	50	125
情報専攻	150	250	150	300	100	250

附 則

この学則は、平成11年6月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

経営学科経営専攻及び情報専攻は、改正後の学則第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該専攻に在学する者が、当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

また経営学科及び英語科、並びに通信教育部経営学科及び英語科は、改正後の学則第2条の規定にか

かわらず、平成18年3月31日に当該各学科に在学する者が、当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。